9　第一項第一号の配当等の支払をすべき内国法人は、当該配当等の支払の確定した日から一月以内に、当該配当等の支払に係る基準日における当該内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の一以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、個人番号その他の財務省令で定める事項を記載した報告書を作成し、当該内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出（当該報告書の提出に代えて行う当該報告書に記載すべき事項を記録した光ディスク等（第四十二条の二の二第一項第二号に規定する光ディスク等をいう。）の提出を含む。第四十二条の三第四項第二号において同じ。）をしなければならない。

10　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の報告書の同項に規定する提出に関する調査について必要があるときは、当該報告書の当該提出をする義務がある者に質問し、その者の同項の配当等の支払に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この章において同じ。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

11　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第九項の報告書の同項に規定する提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

12　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

13　第十項及び第十一項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

14　前項に定めるもののほか、第十一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条の四の二第三項中「（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この章において同じ。）」を削る。

第十条の四の二第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年」を「三年」に改め、同条第三項中「二年」を「三年」に改める。

第十条の五第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下この条」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（次項及び第三項」に、「地域再生法第十七条の二第三項の認定（以下この条」を「同条第三項の認定（次項及び第三項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業を行い、かつ、他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものを行つていないこと。

第十条の五第一項第二号イ及びロを次のように改める。

イ　三十万円に、当該個人の当該適用年の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。ロにおいて同じ。）のうち当該適用年の特定新規雇用者数に達するまでの数（イにおいて「特定新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額（当該適用年の移転型特定新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額を加算した金額）

ロ　二十万円に、当該個人の当該適用年の地方事業所基準雇用者数から当該適用年の新規雇用者総数を控除した数のうち当該適用年の特定非新規雇用者基礎数（当該適用年の移転型地方事業所基準雇用者数から当該適用年の移転型新規雇用者総数を控除した数のうち当該適用年の移転型特定非新規雇用者数に達するまでの数（ロにおいて「移転型特定非新規雇用者基礎数」という。）が零を超える場合には、二十万円に、当該特定非新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定非新規雇用者基礎数に達するまでの数を乗じて計算した金額を加算した金額）

第十条の五第二項中「前項第一号ロ」を「前項第一号」に改め、同条第三項第六号中「第八号及び第九号」を「以下この項」に改め、同項第八号中「適用対象特定業務施設において適用年」を「適用年（当該適用年が計画の認定を受けた日の属する年である場合には、同日から当該適用年の十二月三十一日までの期間）」に、「おいて月三十一日までの期間）」に、「おいて当該」を「おいて」に改め、同項第十号を同項第十五号とし、同項第九号中「適用対象特定業務施設において適用年」を「適用年（当該適用年が計画の認定を受けた日の属する年である場合には、同日から当該適用年の十二月三十一日までの期間）」に、「おいて当該」を「おいて」に改め、「もの」の下に「（次号及び第十四号において「新規雇用者」という。）」を加え、同号を同項第十号とし、同号の次に次の四号を加える。

十一　特定非新規雇用者数　適用年（当該適用年が計画の認定を受けた日の属する年である場合には、同日から当該適用年の十二月三十一日までの期間）において他の事業所から適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者（新規雇用者を除く。）で当該適用年の十二月三十一日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十二　移転型地方事業所基準雇用者数　移転型適用対象特定業務施設のみを個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十三　移転型新規雇用者総数　適用年（当該適用年が計画の認定を受けた日の属する年である場合には、同日から当該適用年の十二月三十一日までの期間）に新たに雇用された雇用者で当該適用年の十二月三十一日において移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十四　移転型特定非新規雇用者数　適用年（当該適用年が計画の認定を受けた日の属する年である場合には、同日から当該適用年の十二月三十一日までの期間）において他の事業所から移転型適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者（新規雇用者を除く。）で当該適用年の十二月三十一日において当該移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第十条の五第三項第八号の次に次の一号を加える。

九　移転型特定新規雇用者数　適用年（当該適用年が計画の認定を受けた日の属する年である場合には、同日から当該適用年の十二月三十一日までの期間）に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年の十二月三十一日において移転型適用対象特定業務施設（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた個人の当該計画の認定に係る適用対象特定業務施設をいう。以下この項において同じ。）に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第十条の五の四第一項中「令和元年から令和五年まで」を「令和五年及び令和六年」に、「令和元年」を「令和五年」に、「国内新規雇用者」を「国内雇用者」に、「第一号に掲げる要件を満たすとき」を「当該個人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合（第一号において「継続雇用者給与等支給増加割合」という。）が百分の三以上であるとき」に、「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支給増加額」に、「残額）の」を「残額）に」に、「おいて第二号」を「おいて次の各号」に、「百分の二十」に相当する」を「百分の十五に当該各号に定める割合（その年において次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、当該各号に定める割合を合計した割合）を加算した割合）を乗じて計算した」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　継続雇用者給与等支給増加割合が百分の四以上であること　百分の十